

厚八運動場

指定管理者申請要項

令和3年7月

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部
市民スポーツ課

目 次

| | | |
|------|----------------------|----|
| 1 | 申請要項の目的 | 1 |
| 2 | 基本的な運営方針 | 1 |
| 3 | 申請資格 | 1 |
| 4 | 指定期間 | 1 |
| 5 | 施設の概要 | 1 |
| 6 | 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 | 2 |
| (1) | 管理形態 | |
| (2) | 管理基準 | |
| (3) | 業務の範囲 | |
| (4) | 権利義務の譲渡の禁止 | |
| (5) | 業務の再委託の制限 | |
| (6) | リスク分担に対する方針等 | |
| (7) | 指定の取消し等 | |
| (8) | モニタリングの実施 | |
| (9) | 事業の継続が困難となった場合 | |
| (10) | 法令等の遵守 | |
| (11) | 立ち入り検査 | |
| (12) | その他 | |
| 7 | 指定管理に関する経費 | 7 |
| 8 | 指定管理者の審査・選定の方法 | 7 |
| (1) | 基本的な考え方 | |
| (2) | 審査方法 | |
| (3) | 審査結果 | |
| (4) | 選定方式 | |
| 9 | 協定書の締結 | 10 |
| 10 | 指定までのスケジュール | 10 |
| 11 | 申請手続等 | 10 |
| (1) | 申請書類等の提出方法 | |
| (2) | 提出書類 | |
| (3) | 質問の受付 | |
| (4) | 申請に関する留意事項 | |
| 12 | 問い合わせ先及び書類の提出先 | 11 |

[別紙]提出書類一覧及び様式

1 申請要項の目的

厚八運動場（以下「施設」という）の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、岐阜市屋外体育施設条例施行規則（平成17年岐阜市教育委員会規則第13号。以下「施設規則」という。）第5条の規定に基づき指定管理者として選定しようとする団体として岐阜市が認定した団体に対し、運営方針、業務範囲等を明確に示すことにより、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するためこの要項を定めます。

2 基本的な運営方針

市民一人一人が健康で潤いのある生活を営み、生きがいや心の豊かさにつながるスポーツ活動の拠点として、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 岐阜市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体であること
- (3) 過去 2 年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けていない団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第 4 条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市税等の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5 施設の概要

- (1) 名称、所在地等
 - ア 名称
厚八運動場
 - イ 所在地
羽島郡岐南町みやまち一丁目91番地

(2)施設構成・規模

(ア) 敷地面積 12,266 m²

(イ) 運動場

a グラウンド面積 10,000m²

b 施設内容 軟式野球1面、ソフトボール2面 等

(ロ) テニスコート

a コート面積 1,496 m²

b 施設内容 ハードコート2面

(ハ) 付帯施設

a トイレ

b 手洗い場

c 駐車場 (20台)

(3) 運営状況

①事業・業務内容

- ・運営に関する業務
- ・施設・設備の維持管理に関すること
- ・経営管理業務について

②収支決算・予算

(単位：千円)

| H29年度決算 | H30年度決算 | R1年度決算 | R2年度決算 | R3年度予算額 |
|---------|---------|--------|--------|---------|
| 2,218 | 2,218 | 2,239 | 2,260 | 2,260 |

※消費税及び地方消費税の率は、令和元年度9月30日以前は8%、10月1日以降は10%で算出

③ 施設利用者数実績

(単位：人)

| H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
|--------|--------|--------|-------|
| 20,559 | 16,838 | 13,558 | 9,131 |

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

施設の「使用料」は、岐阜市屋外体育施設条例（平成17年条例第64号。以下「施設条例」という。）に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

ア 供用日

1月4日～12月28日

なお、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市と指定管理者が協議の上、変更することができる。

イ 供用時間

(ア) 3月から10月まで 午前8時から午後6時まで

(イ) 11月から2月まで 午前8時から午後4時まで

なお、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市と指定管理者が協議の上、変更することができる。

ウ 施設及び設備の維持管理業務

利用者が快適に利用できる良質な施設・設備を提供するため、設備・器具、グラウンド等の状態について点検を行い必要に応じて整備・修繕をすることとします。

エ 使用許可の基準

施設の使用許可は施設条例第4条に基づいて行います。また、次のような場合には施設の使用を許可してはなりません。

(ア) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(イ) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(ウ) 施設又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

また、施設条例第7条の各号に定める場合には使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

オ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）・同施行規則に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図って下さい。それ以外のものについては岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。

なお、個人情報などの漏えい等の行為には、個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

カ 目的外使用の基準

岐阜市公有財産規則において、使用を許可するものとして例えば、自動販売機の設置等があります。

a 使用許可の基準

(a) 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、自動販売機等の厚生施設を設置するとき。

(b) 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。

(c) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。

(d) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。

(e) 国若しくは地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。

(f) 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき

(g) その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

キ 環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

a 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

b 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

c 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。（グリーン購入の推進）

(3) 業務の範囲

ア 施設の管理に関する業務

イ 岐阜市及び関係機関との連絡調整に関する業務

ウ その他施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市民スポーツ課が必要と認め

る業務

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市民スポーツ課の承認を得なければなりません。

(6) リスク分担に対する方針等

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

| No. | 種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|-----|------------------------|--|-----|-------|
| | | | 市 | 指定管理者 |
| 1 | 指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ） | 指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合 | | ○ |
| | | 上記以外の場合 | ○ | |
| 2 | 法令等の変更 | 本事業に直接関係する法令等の変更 | ○ | |
| 3 | 管理運営の中断・中止等 | 市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設瑕疵・施設改修等） | ○ | |
| | | 指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止） | | ○ |
| 4 | 不可抗力 | 天災、暴動等による履行不能 | ○ | |
| 5 | 許認可遅延 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの） | ○ | |
| | | 上記以外の場合 | | ○ |
| 6 | 計画変更 | 事業条件の変更等 | ○ | |
| 7 | 管理運営費上昇 | 事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大 | | ○ |
| 8 | 施設及び物品の損傷 | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | | 上記以外の場合 | ○ | |
| 9 | 性能不適合 | 協定により定めた要求水準に不適合 | | ○ |
| 10 | 需要変動 | 利用者数の変動等の需要変動 | | ○ |
| | | インフレ、デフレ及び公共料金の変動 | | ○ |
| | | 上記以外で実施条件を超える需要変動 | ○ | |
| 11 | 利用者への対応 | 施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合 | ○ | |
| | | 施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| 12 | 第三者等への賠償 | 施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等） | | ○ |

このうちNo.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、指定管理者は新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入することを義務付けます。

＜市民総合賠償補償保険＞

| 種類 | 賠償責任保険 | 補償保険 |
|------|--|---|
| 保険金額 | 身体賠償 1名につき3,000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1,000万円 | 死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用 |
| 対象範囲 | 施設の瑕疵や事業の過失 | 市が主催・共催した事業での事故を対象 |

※ ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として保障されるものです。

(7) 指定の取消し等

ア 市は、指定管理者が次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(ア) 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。

(イ) 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。

(ウ) 申請要項の申請資格に不適合となったとき。

(エ) 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

イ このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(8) モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ) 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

(9) 事業の継続が困難となった場合

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事象が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく体育施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ その他の理由により事業の継続が困難となった場合

災害やその他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰す事ができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否について協議するものとします。市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、体育施設の管理運営業務を遂行できるよう引継書を作成し、引継ぎを行うものとします。

(10) 法令等の遵守

施設の管理・運営にあたって、次に掲げる法令を遵守してください。

ア 地方自治法、同施行令

イ 施設条例、同施行規則

ウ 個人情報保護条例、同施行規則

エ 公契約条例

オ その他関連法規

(11) 立ち入り検査

岐阜市は、指定管理者に対して業務又は経理の状況に関して報告を求め実地について調査し又は必要な指示を行います。

(12) その他

指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市民スポーツ課と協議のうえ決定するものとします。

7 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに決定する市が支払う委託料により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

(単位：千円)

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 上限額(税込) | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 | 2,260 |

消費税及び地方消費税10%含む

<積算内訳>

(単位：千円)

| 費目 | 金額 |
|-----------|-------|
| 人件費 | — |
| 光熱水費（電気料） | 51 |
| 報償費 | — |
| 旅費 | — |
| 需用費 | 51 |
| 役務費 | — |
| 委託料 | 2,136 |
| 使用料及び賃借料 | — |
| 備品購入費 | 22 |
| 負担金 | — |
| 公課費 | — |
| 事務局費 | — |
| 合計 | 2,260 |

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は申請の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。
- (4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算をもとめることがあります。
- (5) 施設の維持管理経費の負担割合は、共有持分の割合により、岐阜市が10分の6、指定管理者が10分の4とします。
- (6) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし支払うものとします。なお、支払い時期や方法等は協定書にて定めます。

8 指定管理者の審査・選定の方法

- (1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、市民の福祉を増進する目的を持って、市民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

- (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、必要に応じてヒアリング等により事業計画書等の内

容の審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方式

ア 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

| 審査項目 | | 適・否 |
|------|--|-----|
| 1 | 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。 | 適・否 |
| 2 | 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。 | 適・否 |
| 3 | 申請資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること | 適・否 |
| 4 | 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。 | 適・否 |
| 5 | 市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。 | 適・否 |
| 6 | 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。 | 適・否 |
| 7 | 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。 | 適・否 |
| 8 | 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。 | 適・否 |
| 9 | 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。 | 適・否 |
| 10 | 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。 | 適・否 |
| 11 | 申請要項、仕様書の内容を満たしていること。 | 適・否 |

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

イ 第2次審査（提案内容等の審査）

一次審査を通過した申請者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定

性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点として、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

ただし、採点の結果が、配点合計の6割未満の場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の評価結果をもとに、全委員の協議により行います。

<選定基準及び評価項目>

| 区 分 | 配点 | 選定基準 | 評 価 項 目 |
|------------------------|----|--|---|
| 公平性 透明性 | 20 | 住民の平等 利用が確保 されること | 「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等） |
| | | | 平等利用を確保するための体制、モニタリング等 |
| | | | 情報公開、広報の方策 |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| 効果性 | 40 | 事業計画書 の内容が、 対象施設の 効用（設置 目的）を最 大限発揮す るものであ ること | 「事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など） |
| | | | 既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無 |
| | | | 利用者ニーズ、苦情等の把握方法及び対応方策等 |
| | | | 利用者に対するサービス向上の方策 |
| | | | 利用促進、利用者増の方策 |
| | | | サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど |
| | | | 施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置 |
| その他応募者の提案によるもの | | | |
| 効率性 | 50 | 事業計画書 の内容で、 管理経費の 縮減が図ら れるもので あること | 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであることに対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等） |
| | | | 指定管理経費の設定額 |
| | | | 指定管理経費・収支計画の妥当性（サービスとコストのバランス等） |
| | | | 管理経費縮減の具体的方策 |
| | | | スタッフ配置の妥当性（無理はないか） |
| | | | 収入の増加を図るための方策 |
| その他応募者の提案によるもの | | | |
| 安全性 安定性 | 55 | 事業計画書 に沿った管 理を安定し て行う物的 能力、人的 能力を有し ていること | 「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等） |
| | | | 当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績 |
| | | | 経営基盤の安定性 |
| | | | 組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等 |
| | | | スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制 |
| スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策 | | | |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| | | | リスクへの対応方策・能力（利用者の安全の確保策、非常時の対応マニュアル、損害賠償能力など） |
| | | | 組織体制の安定性 |
| | | | 組織内の役割分担及びリスク分担等の確実性及び妥当性 |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| 貢献性 | 35 | 事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域の振興、活性化等に貢献できるものであること | 「事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下、「地元」という。）の振興、活性化等に貢献できるものであること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など） |
| | | | 地元法人その他の団体の育成（一部業務委託の再委託先） |
| | | | 地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用 |
| | | | 地元での資材等の調達 |
| | | | 地元での社会活動等への参加 |
| | | | その他地元への貢献に関すること |
| | | | その他応募者の提案によるもの |
| 合計 | 200 | | |

○ 総合評価

| 審査結果 | 審査内容（選定・不選定の理由等） |
|------|------------------|
| | |

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- (1) 申請要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年7月1日(木)～
- (2) 質問受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年7月20日(火)
～令和3年7月29日(木)
- (3) 申請書受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年7月20日(火)
～令和3年8月19日(木)
- (4) 第一次審査（資格審査等）・・・・・・・・・・令和3年9月上旬～令和3年9月中旬
- (5) 第二次審査（提案内容等の審査）・・・・・・令和3年9月下旬～令和3年10月中旬
- (6) 選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・・・・令和3年11月中旬頃
- (7) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出・・令和3年11月下旬頃
- (8) 指定の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年12月下旬頃
- (9) 協定書の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年1月頃

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

11 申請手続等

- (1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または岐阜市役所10階ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課で書類を

入手し、市民スポーツ課まで持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出してください。（提出期間内必着。FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません。）

申請書の受付期間は、令和3年7月20日（火）～令和3年8月19日（木）までとし、申請に要する経費は全て申請者の負担となります。

なお、申請者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの幹に関わる内容の変更は、認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

※ 原本1部、副本10部提出してください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年7月20日（火）～令和3年7月29日（木）までとします。

(4) 申請に関する留意事項

ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

キ 情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課スポーツ施設係（担当：丹羽、長屋）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（岐阜市役所10階）

電話：058-214-2371（直通）

FAX：058-214-2224

E-mail：sports@city.gifu.gifu.jp